

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成21年9月3日(2009.9.3)

【公表番号】特表2009-506985(P2009-506985A)

【公表日】平成21年2月19日(2009.2.19)

【年通号数】公開・登録公報2009-007

【出願番号】特願2008-521907(P2008-521907)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	39/395	(2006.01)
A 6 1 K	31/7088	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	9/10	(2006.01)
A 6 1 P	37/00	(2006.01)
A 6 1 P	25/28	(2006.01)
C 0 7 K	14/71	(2006.01)
C 0 7 K	16/28	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)
G 0 1 N	33/574	(2006.01)
A 6 1 K	31/713	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00	Z N A
A 6 1 K	39/395	D
A 6 1 K	31/7088	
A 6 1 K	37/02	
A 6 1 P	35/00	
A 6 1 P	29/00	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	9/10	1 0 1
A 6 1 P	37/00	
A 6 1 P	25/28	
C 0 7 K	14/71	
C 0 7 K	16/28	
C 1 2 N	15/00	A
G 0 1 N	33/574	A
A 6 1 K	31/713	

【手続補正書】

【提出日】平成21年7月16日(2009.7.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プレキシンD1の発現を伴う疾患の治療又は診断における標的可能なタンパク質として

使用するためのプレキシンD 1。

【請求項2】

診断が、身体又は体組織若しくは体液中のプレキシンD 1の存在を検出することによって実施される、請求項1に記載のプレキシンD 1。

【請求項3】

治療が必要とされる部位への治療薬の送達のためにプレキシンD 1を標的化することによって治療が実施される、請求項1に記載のプレキシンD 1。

【請求項4】

プレキシンD 1とそのリガンドとの相互作用を妨害することによって治療が実施される、請求項1に記載のプレキシンD 1。

【請求項5】

プレキシンD 1の機能を妨害することによって治療が実施される、請求項1に記載のプレキシンD 1。

【請求項6】

プレキシンD 1をコードする遺伝子の発現を妨害することによって治療が実施される、請求項1に記載のプレキシンD 1。

【請求項7】

プレキシンD 1の発現を伴う疾患の治療又は診断のための治療用組成物の調製のための、プレキシンD 1、プレキシンD 1をコードする核酸又はプレキシンD 1のリガンドを結合する分子の使用。

【請求項8】

疾患が、腫瘍細胞、腫瘍血管又は活性化されたマクロファージ上にプレキシンD 1が発現されている疾患を含む、請求項7に記載の使用。

【請求項9】

疾患が、脳腫瘍、特に、星状細胞腫、乏突起膠腫及び血管芽腫、大腸癌、特に大腸の管癌、前立腺癌、腎臓細胞癌、特に腎臓明細胞癌、乳癌、特に乳管癌、卵巣癌、扁平上皮細胞癌、黒色腫、肺癌、特に小細胞肺癌及び非小細胞肺癌、軟部組織肉腫から選択される、請求項7又は8に記載の使用。

【請求項10】

疾患が、炎症性疾患である、請求項7又は8に記載の使用。

【請求項11】

炎症性疾患が、自己免疫疾患である、請求項10に記載の使用。

【請求項12】

自己免疫疾患が、関節リウマチである、請求項11に記載の使用。

【請求項13】

炎症性疾患が、アテローム性動脈硬化症又は多発性硬化症である、請求項10に記載の使用。

【請求項14】

プレキシンD 1を結合する分子が、抗体、抗体断片、タンパク質ドメイン、ペプチド、小分子、DNA又はRNAアブタマーから選択される、請求項7に記載の使用。

【請求項15】

プレキシンD 1をコードする核酸を結合する分子が、siRNA、アンチセンスRNA、アンチセンスホスホチオオリゴヌクレオチドから選択される、請求項7に記載の使用。

【請求項16】

プレキシンD 1リガンドを結合する分子が、リガンドに対する抗体、プレキシンD 1の可溶性外部ドメイン、プレキシンD 1結合部位に対して親和性を有するペプチドから選択される、請求項7に記載の使用。

【請求項17】

結合分子が、検出可能なマーカーで標識される、請求項7ないし16の何れか一項に記載の使用。

**【請求項 18】**

検出可能なマーカーが、放射性標識、常磁性標識、蛍光標識、化学発光標識から選択される、請求項12に記載の使用。

**【請求項 19】**

結合分子に、エフェクター化合物又はエフェクター化合物を含むナノデバイスが付与される、請求項7ないし18の何れか一項に記載の使用。

**【請求項 20】**

エフェクター化合物が、毒素、血栓症誘発化合物、化学療法剤、放射性部分、アポトーシス誘発ペプチド、特に( $\text{K L A K L A K}$ )<sub>2</sub>である、請求項19に記載の使用。

**【請求項 21】**

毒素が、血栓症を誘発するために上皮細胞を損傷又は死滅させ、及び特にリシンである、請求項20に記載の使用。

**【請求項 22】**

血栓症誘発化合物が、末端切断型組織因子である、請求項20に記載の使用。

**【請求項 23】**

化学療法剤が、ドキソルビシン、シスプラチニン、硫酸ブレオマイシン、カルムスチン、クロラムブシリ及びシクロホスファミドヒドロキシ尿素から選択される、請求項20に記載の使用。

**【請求項 24】**

放射性実体が、テクネチウム99m、ヨウ素-123、ヨウ素-131、レニウム-186又は-188、ガリウム-67、イットリウム-90、ルテチウム-177から選択される、請求項20に記載の使用。

**【請求項 25】**

ナノデバイスが、リポソーム、ポリマーソーム(polymerosome)、特にプロック共重合体から構成されるポリマーソムである、請求項19に記載の使用。

**【請求項 26】**

プレキシンD1結合分子。

**【請求項 27】**

A12(配列番号1)、F8(配列番号2)、11F5H6(配列番号3)又は17E9C12(配列番号4)のプレキシンD1結合部分を含む、請求項26に記載のプレキシンD1結合分子。

**【請求項 28】**

請求項18に記載の検出可能なマーカーに連結結合された、請求項26又は27に記載のプレキシン結合分子。

**【請求項 29】**

エフェクター分子又は、エフェクター化合物を含むナノデバイスへ結合されており、前記エフェクター化合物が請求項20ないし24の何れか一項に定義されているとおりである、請求項26又は27に記載のプレキシン結合分子。

**【請求項 30】**

ナノデバイスが、請求項25に定義されるとおりである、請求項26又は27に記載のプレキシン結合分子。

**【請求項 31】**

請求項29に記載のプレキシン結合分子を含む、診断用組成物。

**【請求項 32】**

請求項26ないし30の何れか一項に記載のプレキシン結合分子を含む、治療用組成物。

**【請求項 33】**

一本鎖抗体A12(配列番号1)。

**【請求項 34】**

一本鎖抗体F8(配列番号2)。

**【請求項 3 5】**

一本鎖抗体 1 1 F 5 H 6 (配列番号 3)。

**【請求項 3 6】**

一本鎖抗体 1 7 E 9 C 1 2 (配列番号 4)。

**【請求項 3 7】**

方法が、分子の群をプレキシン D 1 と接触させること、及びプレキシン D 1 結合分子としてプレキシン D 1 への結合を示す分子を、プレキシン D 1 結合分子として、前記群から選択することを含む、プレキシン D 1 に結合できる前記分子を同定する方法。